



訴 状

平成30年5月16日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 宮城 駿

同 中川素充

同 高木篤夫

同 【連絡担当】 花垣存彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3,000円

第1 請求の趣旨

1 被告は、消費者との間で、受講契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない。

記

- (1) 退学の際、すでに納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示
- (2) 除籍処分の場合、すでに納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示

表示

- 2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項ないし第3項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、消費者契約法第13条3項に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体である。適格消費者団体は内閣総理大臣による3年ごとの認定期であるところ、原告が、平成28年8月3日付で適格消費者団体の認定の有効期間の更新を受けている（甲1）。

(2) 被告

被告は、「エーチーム・アカデミー」（以下「本件学校」という。）という名称の俳優・歌手・声優等を養成する学校を運営している株式会社である。

2 学則の定め

本件学校の「エーチーム・アカデミー学則」（以下「本件学則」という。）には、下記のとおり定められている（以下「本件不返還条項」という。甲2）。

記

- ① 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」
(第17条第3項)
- ② 「除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。」（第18条第2項）

③ 「オリエンテーション実施日（当日を含む）以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。」（第21条第3項）

3 消費者契約法9条による無効

(1) 被告と顧客との受講契約（以下、「本契約」という。）は民法上の準委任契約又は、これに類似する無名契約に該当する。そして、準委任契約では、準委任者（本契約では、受講生）は原則としていつでも任意に本契約を解除することが認められている（民法第656条、第651条1項）。また、準委任契約に類似する無名契約であるとしても、その性質上、当然に受講生がいつでも任意に本契約を解除することが認められている。

そして、受講生は消費者であることから、貴社と受講生との契約については消費者契約法が適用になる。

消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められている（消費者契約法第9条第1号）。

(2) 本件学則には、前記のとおり、オリエンテーション実施日（当日を含む）以後は、退学及び除籍処分（以下「退学等」といいます。）の場合には入学時諸費用を返金しない旨定められている。

しかし、本件学校は、就学期間を「入学日より起算して1年間とする。」としており（本件学則第7条），学則上、入学時期が特定されておらず、年1回に限定されていない。

また、入学資格としては、「入学オーディションに合格した者」のほか、「本校が認定したプロダクションの推薦を受けた者」「その他学校が認めた者」にも認められていることから（本件学則第14条），被告の入学時諸費用を「入学し得る地位の対価」として位置付けることは困難であり、純粹に

入学準備のための諸手続費用であり、契約締結・履行のために通常必要とする費用と考えることが妥当と考えられる。

入学時諸費用が38万円であって、就学期間1年間の授業料合計36万円をも上回ることに鑑みても、オリエンテーション実施日（当日を含む）後の退学等の場合でも、入学時諸費用全額に及ぶほどの平均的損害が被告に生ずることはないと考えられる。

(3) このようなことから、オリエンテーション実施日（当日を含む）後の退学等の場合に、受講生に入学時諸費用の返金を行わない本件不返還条項は、平均的損害を超えた損害賠償の額の予定又は違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号に違反する不当条項と解されるので、平均的損害の額を超える部分については無効である。

4 本件提訴までの原告・被告間の交渉の経過

(1) 原告は、平成29年9月4日、被告に対し、本件不返還条項は消費者契約法第9条第1号に違反し無効であると考えられることから、申入れを文書にて行った（甲3）。

これに対し、被告は、平成29年10月19日付け回答書を送付した（甲4）。被告は、「申入れ事項の理由等を検討しまして、全てでは無く一部分の改訂の検討に入ります。」としていた。

(2) 原告は、同年11月17日、再申入書を送付し（甲5）、同年12月26日及び平成30年2月9日、再申入書に対する回答を文書で要請したが（甲6・甲7），被告からは回答がなかった。

(3) そこで、原告は、被告に対し、平成30年4月25日、消費者契約法第41条1項に定める書面をもって、請求の趣旨記載の請求を事前に行い（甲8の1），同書面は、同年4月27日、被告に到達した（甲8の2）。

これに対し、被告は回答を行わなかった。

(4) このように、被告は一旦は原告の申入れの少なくとも一部は検討を行う旨

回答したものの、その後は、一切回答をすることなく不誠実な姿勢を続けているものであって、消費者契約法により無効となる契約条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるといえる。

5 結論

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項本文に基づき、請求の趣旨記載の措置を求める。

証拠方法

証拠説明書のとおり

附属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証写し 各2通
- 3 訴訟委任状 1通
- 4 資格証明書 2通

当事者目録

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表者理事 佐々木 幸 孝

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座和田ビル3階

宮城綜合法律事務所

電話：03-3538-1474

FAX：03-3538-1475

原告訴訟代理人弁護士 宮 城 朗

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-19-7 新花ビル6階

オアシス法律事務所

電話：03-5363-0138

FAX：03-5363-0139

原告訴訟代理人弁護士 中 川 素 充

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第一秋山ビルディング7階

ひかり総合法律事務所

電話：03-3597-8705

FAX：03-3597-8706

原告訴訟代理人弁護士 高 木 篤 夫

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所（送達場所）

電話：03-3341-3133

FAX：03-3355-0445

原告訴訟代理人弁護士

花 垣 存 彦

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町13番15号

被 告 株式会社エーチーム・アカデミー

上記代表者代表取締役 柿 崎 裕 治